

# 国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置

## ○ 概要

特惠関税とは、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の産品に対して一般より低い特惠税率を適用する制度であるが、特惠対象品目であっても、産品の国際競争力や国内産業への影響を勘案して、国・品目を指定して特惠適用除外を行うこととしている。

(参考) 平成19年3月 財務省告示第134号

### 一 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準

特定の一般特惠対象品目について、一の特惠受益国(後発開発途上国を除く)からの輸入が、2年連続して、以下の基準をいずれも満たす場合、国別・品目別特惠適用除外の対象とする。

- ① 当該品目について、当該受益国からの輸入額が我が国の総輸入額の50%を上回ること
- ② 当該品目について、当該受益国からの輸入額が10億円を上回ること

### 二 高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準

#### (一) 部分適用除外(国別・品目別特惠適用除外)の適用基準

特定の一般特惠対象品目について、世銀統計において「高所得国」に分類される一の特惠受益国からの輸入が、単年で、以下の基準をいずれも満たす場合、国別・品目別特惠適用除外の対象とする。

- ① 当該品目について、当該受益国からの輸入額が我が国の総輸入額の25%を上回ること
- ② 当該品目について、当該受益国からの輸入額が10億円を上回ること

[今回答申]：ソーダ灰、はさみ等、スプーン等台所・食卓用具(いずれも中国産)については国別・品目別特惠適用除外措置、エチレングリコール(サウジアラビア産)については高所得国に係る特惠適用除外措置をそれぞれ適用